

別紙

諮問第920号

答 申

1 審査会の結論

本件非開示決定は妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都個人情報保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下単に「条例」という。）に基づき審査請求人が行った、「〇年度東京都職員キャリア活用採用選考における私の採点済論文、専門答案の写し」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都人事委員会が開示請求者に係る論文及び専門試験の採点済答案を本件対象保有個人情報として特定し、令和3年3月30日付けで行った本件非開示決定に対し、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件非開示決定は、条例16条6号に基づき適正に行われたものである。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、令和3年7月15日に審査会へ諮問された。

審査会は、同年11月9日に実施機関から理由説明書を、令和4年1月14日に審査請求人から意見書を收受し、同年12月26日（第231回第一部会）から令和5年1月31日（第232回第一部会）まで、2回の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る保有個人情報、審査請求人の審査請求書、反論書及び意見書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

#### ア 東京都職員キャリア活用採用選考について

東京都職員キャリア活用採用選考は、実施機関が実施する職員採用試験・選考のうち、専門的知識・スキル、経験へのニーズが高い分野ごとに区分を設定し、民間企業経験者等から人材を採用する選考であり、区分ごとに第1次選考から第3次選考まで行われる。第1次選考は、教養試験、論文及び専門試験で構成され、教養試験は五肢択一式、論文は課題式、専門試験は選考区分に関連する知識についての記述式で出題される。第2次選考及び第3次選考はともに口述試験であり、プレゼンテーションを含む職務経験及び専門知識並びに人物についての個別面接が実施される。

#### イ 本件非開示決定の非開示妥当性について

審査請求人は、自身の受験した区分に係る第1次選考の論文及び専門試験の採点済答案の開示を求める本件開示請求において、実施機関が行った本件非開示決定に対し、開示を求めている。

理由説明書によると、地方公務員法（昭和25年法律第261号）15条において、職員の任用は、受験成績、人事評価その他の能力の実証に基づいて行わなければならないとする成績主義の原則が明らかにされ、同法13条に規定する平等取扱いの原則とともに任用制度の根本基準となっており、これらの原則の下、職員採用試験・選考を実施しているとのことである。そして、これを踏まえ、本件非開示決定における非開示の理由として、採点済答案には採点者が行った書込みや点数等が記載されており、これらの記載により論文及び専門試験における記述のどの部分がどのように採点者に着目され、評価、減点されたのかが明らかになることで、採点基準や採点方法を推測することが可能となるためと説明されている。加えて、開示事例が積み重なった場合に具体的な採点基準や採点方法が明らかとなると説明されており、これらの理由により、試験・選考に係る事務に関する評価、判断等その事務の過程若しくは基準が明らかとなるおそれ、又は公正な判断が行えなくなるおそれにより、条例16条6号に該当するとされている。

なお、論文及び専門試験の採点方法について、審査会事務局をして実施機関に確認させたところ、これらは複数人により採点が行われ、採点に当たってのメモ

等の取り方に決まりはなく、答案用紙に直接書き込まれる場合もあるとのことであつた。

これに対し、審査請求人は、実施機関の主張する事務支障のおそれは過剰で抽象的であり、また、開示により受験対策が行われたとしても直ちに能力評価が困難になることはない旨等主張する。

審査会が見分したところ、採点済答案には、採点者が答案用紙に書込みを行った、採点において着目した記述への下線や丸印などのチェック印や各記述に対する採点結果である得点が記載されていることが確認された。これらの内容が開示された場合、採点で重視されるポイントや具体的な採点基準が推測されてしまうことは避けられず、受験者等が採点傾向に沿った回答を事前に準備することが可能となる。また、複数の開示請求がなされ、開示事例が積み重なった場合、採点基準や採点方法が一部受験者に対して実質的に明らかとなる事態も想定される。以上により、採用選考においては受験者の本来的な能力を適切に実証するため、各受験者に与えられる情報は均一である必要があるところ、前述のように一部受験者が優位となり得ることは、採用選考の公平性を損ない、選考事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

なお、採点者による書込みの一部は解答欄中に記載されていることが確認された。仮に当該部分だけを被覆して開示すると、被覆箇所の有無、場所及び形状等から、採点において重視された内容等を推測されるおそれがあるため、当該解答欄は全体として非開示とすべきであると認められる。

したがって、本件対象保有個人情報条は条例16条6号に該当し、非開示が妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書等においてその他種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

樋渡 利秋、安藤 広人、中村 晶子